

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年7月9日(木)13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、  
加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 三浦本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他13名

#### 5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・TVFの受入槽及び回収液槽の液量管理について、今回オーステナイト系SUSの材料特性に基づく許容荷重以下となる液量である7.0m<sup>3</sup>を上限として管理する方針が示されたが、ボルトのせん断強度を弾性範囲内に納める観点から、原則としては材料規格値に基づく許容荷重以下となる液量である5.5m<sup>3</sup>以下で管理するのが妥当であると考えられる。
- ・運転管理上やむを得ず5.5m<sup>3</sup>を超えることが想定されるのであれば、その条件や期間を明確に示すこと。

(資料9について)

- ・本日の資料では、事故対処の全体の枠組みが不明確。有効性評価として今後示すとしている実施項目が、他の想定される事象に係る事故対処の内容を包含していることを資料冒頭において示すこと。
- ・日本原燃株式会社再処理事業所等の事故対処の例と比較するとともに、敷地内への津波遡上など東海再処理施設における特殊性を示すこと。

(資料11について)

- ・火災防護審査基準によらない理由として、「東海再処理施設は廃止措置段階にある施設であり、新たな再処理運転は行わない。」と記載されているものがあるが、HAW及びTVFは高放射性廃液を貯蔵し、ガラス固化作業を実施していることから、当該記載は理由として不適当。

- ・評価の流れをフロー図で示すこと。資料 12 及び 13 も同様。

(資料 12 について)

- ・資料中において「必要に応じて、～を検討する」と記載されている内容については、抽象的な表現は用いず、どのような場合に必要と判断するのか、明確に示すこと。

(資料 13 について)

- ・制御室の安全対策において、どのような事象を想定するか、前提条件が不明であり、講ずるとしている対策が有効であるか否かの判断ができない。評価の前提となる事象を明確に示すこと。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

## 6. 配付資料

資料 1 : TVF 受入槽等の液量管理について

資料 2 : 外部事象発生時における可搬型の事故対処設備の防護方針について

資料 3 : 外部事象の影響評価における各影響評価ガイドとの整合性について

資料 4 : 近隣の産業施設の火災・爆発影響評価における燃料輸送車両及び船舶を火災源とした影響評価について

資料 5 : TVF 第二付属排気筒の耐震性について【表紙のみ】

資料 6 : 再処理施設に関する設計及び工事の計画 (HAW の耐津波補強工事)【表紙のみ】

資料 7 : HAW の設計津波に対する影響評価に関する説明書【表紙のみ】

資料 8 : TVF の設計津波に対する影響評価に関する説明書【表紙のみ】

資料 9 : HAW 及び TVF における事故対処の方法、設備及びその有効性評価について

資料 10 : 再処理施設の廃止措置を進めていく上での竜巻に対する影響評価及び防護方策について【表紙のみ】

資料 11 : 内部火災対策の基本的考え方

資料 12 : 溢水対策の基本的考え方

資料 13 : 制御室の安全対策の基本的考え方

資料 14 : TVF の溶融炉の結合装置の製作及び交換について

資料 15 : TVF 浄水配管等の一部更新について

資料 16 : 津波警報発令時のバルブ操作の有効性について

資料 17 : 森林火災発生時の核燃料サイクル工学研究所自衛消防隊の対応について

資料 18 : 屋外ダクト損傷時の周辺監視区域外の実効線量の概略評価